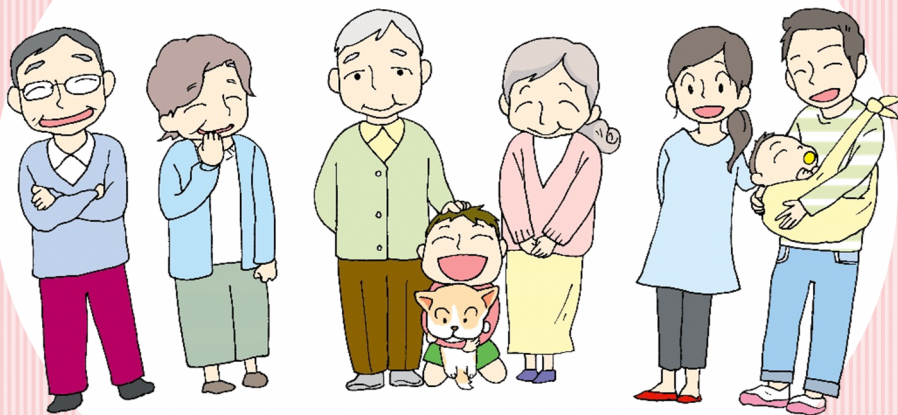


概要版

十日町市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
十日町市

1 計画策定の背景と目的

十日町市においては、令和3年3月に「十日町市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、「地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまちづくりを目指して」を基本理念に、各種施策・事業に取り組んできました。このたび現行計画の期間が令和5年度で終了することから、令和6年度から令和8年度を計画期間とする、「十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

本計画は、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据えながら、本市の実情に合わせた介護サービス基盤の整備、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るとともに、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行による新たな生活様式等も踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを持って健康で穏やかな生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、本計画を策定します。

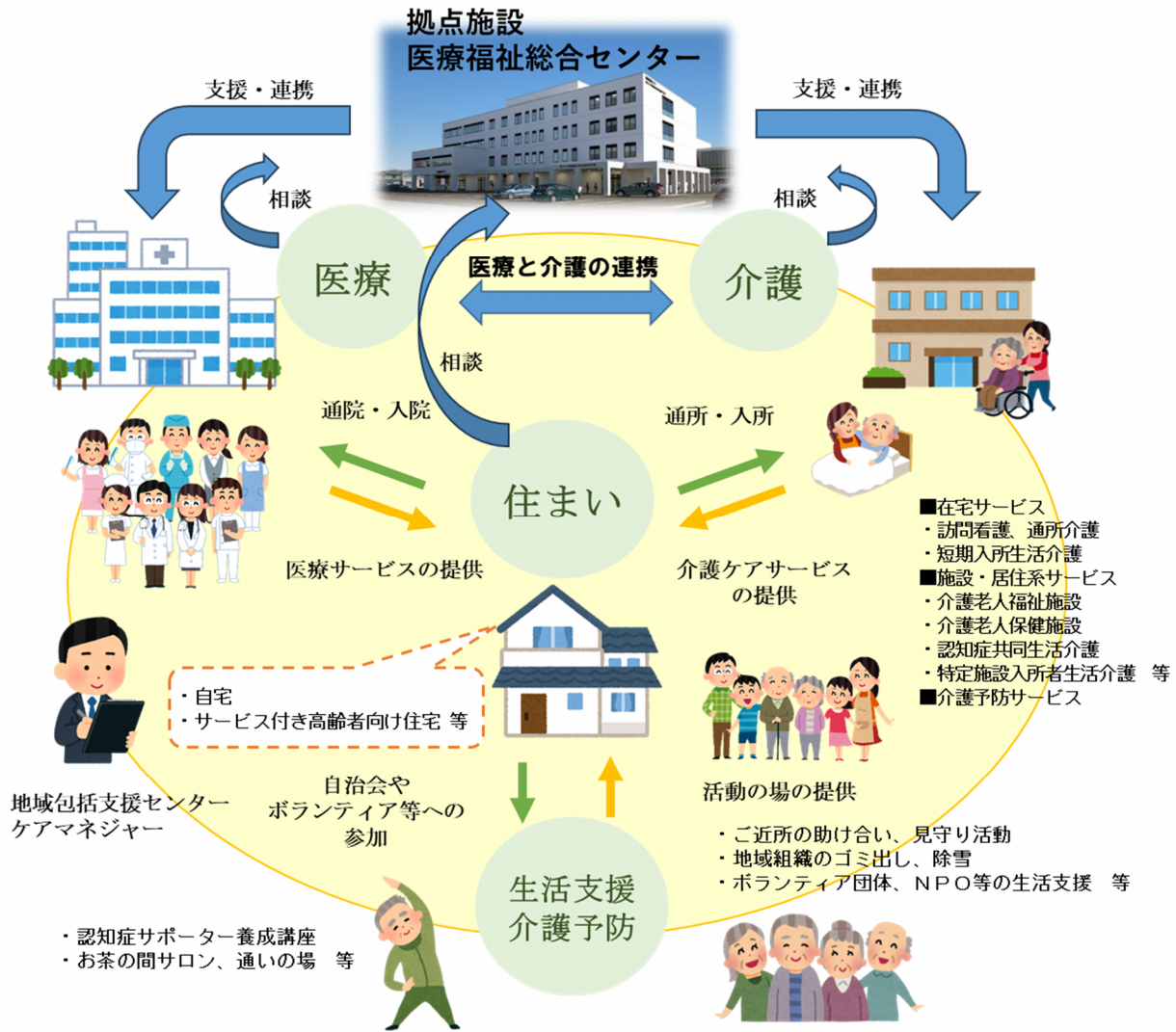
3 十日町市地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

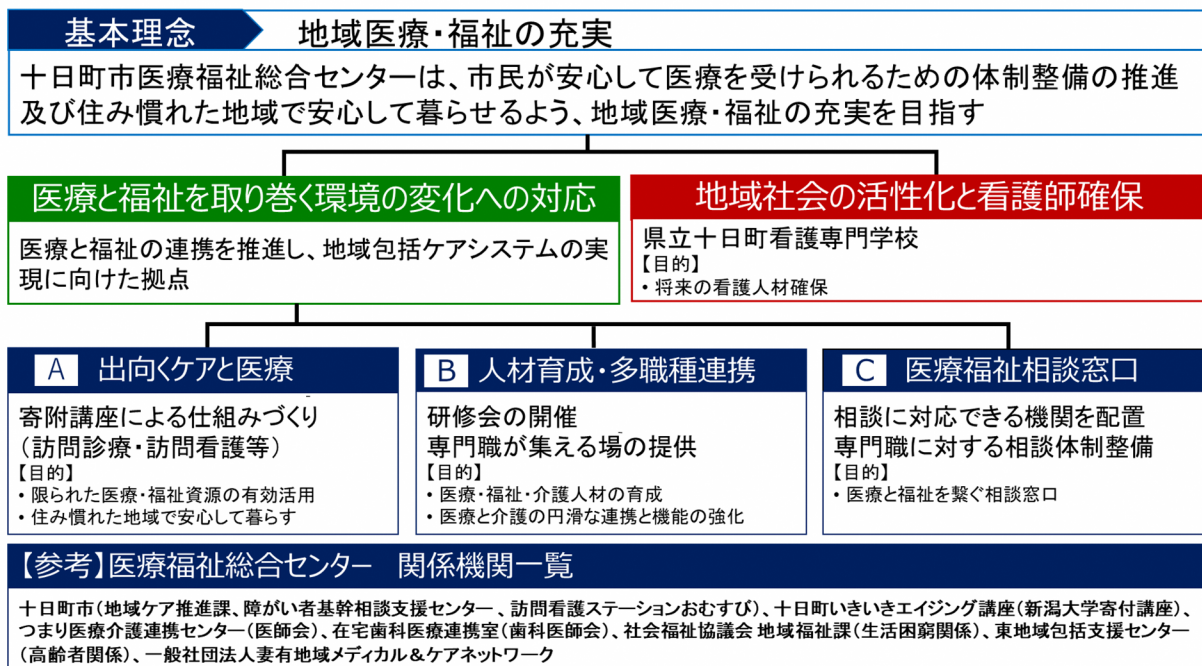
急速な人口減少や高齢化の進行に伴う社会環境の変化を背景に、高齢者はもとより、障がい者・子供などすべての人々が地域でより良く暮らしていけるよう、制度・分野の枠や、支える側と支えられる側の関係を超越して「地域共生社会」を実現していく上で、地域包括ケアシステムは中核的な基盤となり得るものです。

本市では、十日町市医療福祉総合センターを拠点として、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた仕組みづくりを行っています。

■十日町市「地域包括ケアシステム」イメージ図

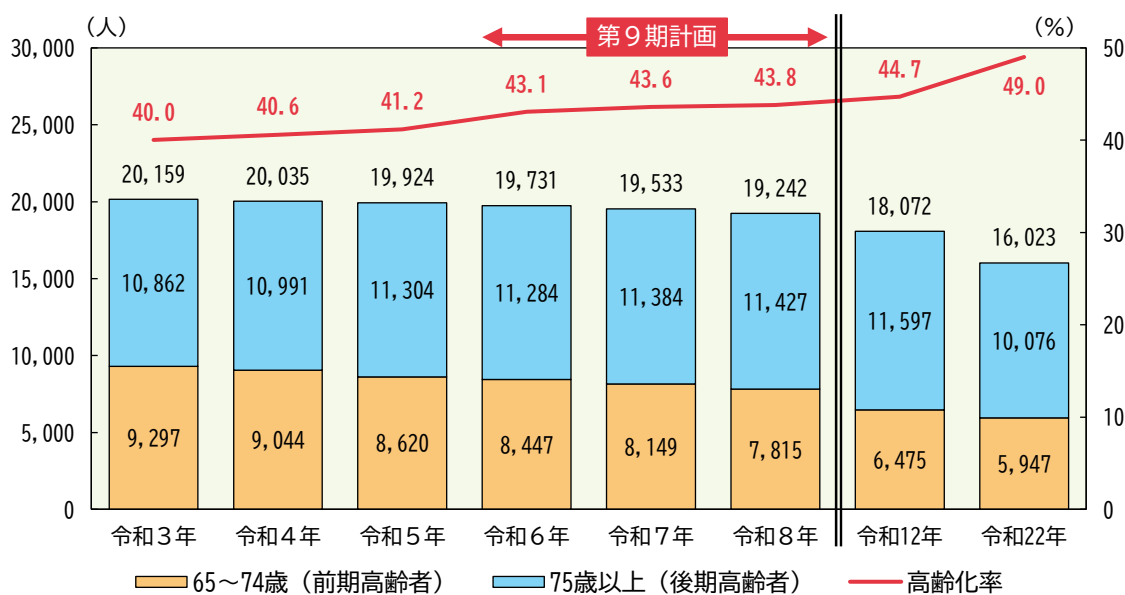


■十日町市医療福祉総合センター機能の体系図



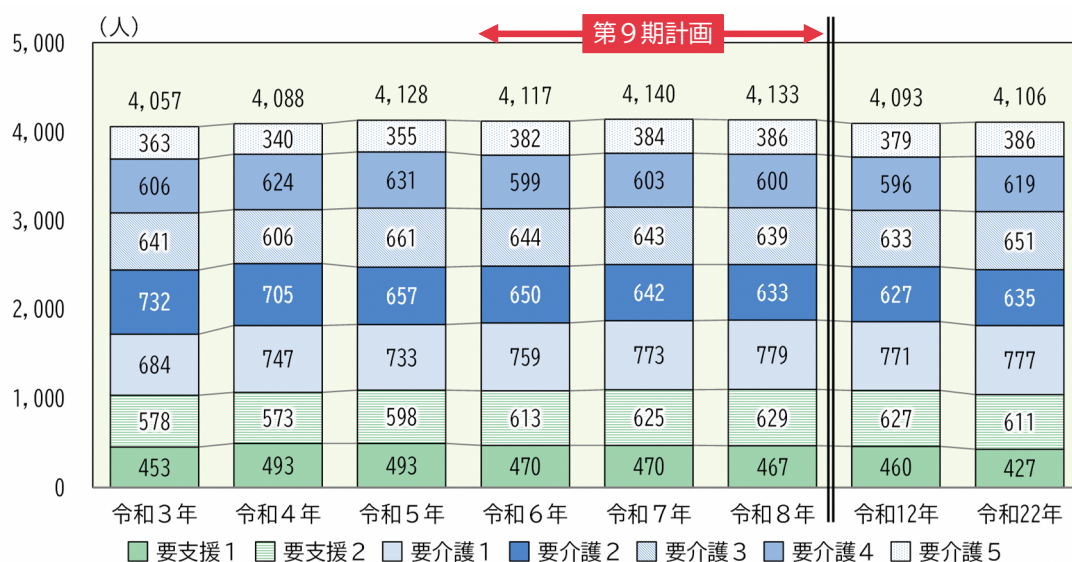
4 高齢者人口の推移・推計

高齢者人口は、第9期計画期間の最終年度である令和8年には19,242人、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年には16,023人になると推計されます。また、高齢化率は上昇傾向にあり、令和8年には43.8%、令和22年には49.0%となる見込みです。



5 要支援・要介護認定者の推移・推計

要介護等認定者数(第2号被保険者含む)は、令和6年度から令和7年度は増加し、令和7年度から令和8年度はほぼ横ばいとなる見込みとなっており、本計画の最終年度である令和8年度には4,133人と推計されます。また、令和12年度には4,093人、令和22年度には4,106人と4,100人前後で推移する推計となっています。



6 施策の体系

計画の基本理念

地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

基本目標1 介護予防・生きがいつくりの推進

高齢者自身が健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に積極的に参加できるよう、生きがいつくりや社会参加の場の確保や情報発信を行い、こうした場所に参加することで生活の質を向上させるだけでなく、健康の維持増進にもつながることを周知・啓発していきます。

また、高齢者自らの生きがいつくりとなる事業を推進していきます。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

医療・介護分野との多職種連携を図るとともに、地域ケア会議を通じて、地域課題の解決や地域における必要な社会資源の創出を目指します。また、高齢者やその家族を含めた対象者の属性を問わず、市の関係課や支援機関との連携による包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、その中心的な役割を担う地域包括支援センター機能の充実を図ります。

併せて、高齢者の尊厳を守る取組を推進するため、高齢者虐待防止や成年後見制度の周知と利用促進を図ります。さらに生活状況にあった住まいが確保され、災害や感染症、犯罪などから高齢者を守り、安全な環境の中で必要な生活支援を受けながら安心して暮らせる地域づくりを目指します。

基本目標3 認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、国の「認知症施策推進大綱」における基本的な考え方でもある「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進していきます。そのため、認知症予防への取組を行い、認知症の正しい理解と知識の普及啓発や、認知症を早期に発見し対応できる体制、認知症高齢者やその家族などを支える仕組みづくりなど、認知症に関するサービスの充実を図ります。

また、認知症になることで外出や交流の機会が減少するため、生活のあらゆる場面での障壁を減らすとともに、認知症バリアフリーの推進と社会参加支援を図ります。

基本目標4 介護保険事業の適正な運営

利用者が安心して良質なサービスを利用できるよう、中長期的な視点に立って人口動態や介護ニーズを適切に捉え、計画的な介護サービス基盤の確保に努めるとともに、市内の既存施設では補えないニーズへの対応策を検討します。持続可能な介護保険制度を維持するため、給付適正化の取組を実施し、適切なサービスの確保や費用の効率化を図ります。

また、人材の確保や ICT 等の導入など業務効率化に向けた支援の強化を進めるとともに、資格取得や研修などによる介護職員の育成のための支援を行います。

併せて、「業務継続計画(BCP)」の策定に関して、管内の事業者に対して適切な援助を行います。

4つの基本目標を柱に各施策の展開を図ります。

基本理念	重点的な取組	施策の方向性	★重点取組 ◆自立支援・重度化防止の取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域で支え合い みんなが安心して心豊かに暮らせるまちづくり</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<p>基本目標 1</p> <p>介護予防・生きがいづくりの推進</p>	<p>1-1 介護予防に関する普及啓発</p> <p>1-2 地域づくりによる介護予防</p> <p>1-3 介護予防生活支援サービスの推進</p> <p>1-4 生きがいづくりと就労支援</p>	<p>1-1 介護予防普及啓発事業◆</p> <p>1-2 地域介護予防活動支援事業★</p> <p>1-2 地域リハビリテーション活動支援事業◆</p> <p>1-3 介護予防・生活支援サービス事業★◆</p> <p>1-3 生活支援体制整備事業◆</p>
	<p>基本目標 2</p> <p>安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>2-1 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり</p> <p>2-2 高齢者の住まいの確保</p> <p>2-3 相談支援体制の充実</p> <p>2-4 権利擁護と虐待防止の推進</p> <p>2-5 在宅医療・介護連携の推進</p>	<p>2-1 地域ケア会議推進事業◆</p> <p>2-3 包括的支援事業★</p> <p>2-5 在宅医療・介護連携推進事業★◆</p>
	<p>基本目標 3</p> <p>認知症施策の推進</p>	<p>3-1 認知症に関する普及啓発</p> <p>3-2 認知症予防の推進</p> <p>3-3 認知症支援体制の強化</p> <p>3-4 認知症高齢者等にやさしい地域づくり</p>	<p>3-1 認知症サポーター等養成事業◆</p> <p>3-4 チームオレンジの設置★</p>
	<p>基本目標 4</p> <p>介護保険事業の適正な運営</p>	<p>4-1 介護サービス基盤の整備</p> <p>4-2 介護人材の確保・育成、業務効率化のための支援</p> <p>4-3 災害や感染症対策の取組</p> <p>4-4 介護給付の適正化の推進</p>	<p>4-2 人材確保支援★</p> <p>4-2 資質向上支援★</p> <p>4-2 介護ロボット・ICTを活用した職場環境の改善支援★</p>

★：重点取組

◆：自立支援・重度化防止の取組

地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防・軽減・悪化の防止に係る取組

7 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、介護保険事業計画において、市町村が「その住民が日常生活を営んでいる地域」として、地理的条件、人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況及びその他の条件を総合的に勘案して定めるものであり、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位等、面積や人口だけでなく、地域の特性等を踏まえて設定することとされています。

前計画においては、医療福祉総合センターを拠点とした地域包括ケアシステムの構築と、市内に設置している地域包括支援センターとの連携の強化を進めていくために、日常生活圏域を5圏域と設定しました。

本計画では、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、引き続き日常生活圏域を5圏域として設定します。

■日常生活圏域の状況

圏域	十日町北	十日町東	十日町中	十日町南	十日町西
地域	中条・下条・川西	十日町・新座・大井田	川治・六箇・吉田	水沢・中里	松代・松之山
総人口（人）	12,066	13,057	9,690	9,287	4,296
高齢者人口（人）	5,112	4,864	3,812	3,856	2,280
前期高齢者（65～74歳）	2,314	1,941	1,682	1,798	885
後期高齢者（75歳以上）	2,798	2,923	2,130	2,058	1,395
高齢化率（%）	42.4	37.3	39.3	41.5	53.1
要支援・要介護認定者（人）	973	900	699	755	545
要支援1	106	126	92	92	41
要支援2	130	164	122	94	73
要介護1	194	179	130	113	99
要介護2	145	147	128	118	109
要介護3	153	115	87	132	107
要介護4	150	105	87	131	79
要介護5	95	64	53	75	37
認定率（%）	19.0	18.5	18.3	19.6	23.9

8 介護保険料基準月額と所得段階別月額

令和6年度から令和8年度においては、第5段階の基準額を月額 **6,300 円** と設定します。

本市では、令和6年度から令和8年度までの所得段階は次の 13 段階とします。

住民税 課税状況		要件（前年の所得等）	所得段階	基準額に 対する 割合	月額保険料 （円）	年額保険料 （円）
世帯員	本人					
非課税	非課税	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額+課税年金収入額 が 80 万円以下の人	第 1 段階	0.285 (0.455)	1,796	21,546
		合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超えて 120 万円以下の人	第 2 段階	0.485 (0.685)	3,056	36,666
		合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円を超える人	第 3 段階	0.685 (0.690)	4,316	51,786
		合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の人	第 4 段階	0.900	5,670	68,040
		第 4 段階に該当しない人	第 5 段階	1.000	6,300 【基準額】	75,600 【基準額】
課税	課税	合計所得金額が 120 万円未満の人	第 6 段階	1.200	7,560	90,720
		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	第 7 段階	1.300	8,190	98,280
		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	第 8 段階	1.500	9,450	113,400
		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	第 9 段階	1.700	10,710	128,520
		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	第 10 段階	1.900	11,970	143,640
		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	第 11 段階	2.100	13,230	158,760
		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	第 12 段階	2.300	14,490	173,880
		合計所得金額が 720 万円以上の人	第 13 段階	2.400	15,120	181,440